

住宅には 住宅用火災警報器を！！

マンション等で既に“自動火災報知設備”や“スプリンクラー設備”が設置されている場合は必要ありません。



消防法及び朝来市火災予防条例により設置が義務付けられました。

既存の住宅は、平成23年5月末までに設置しなければなりません。